

租税特別措置等に係る政策評価（その２）

１．租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、租税特別措置等の透明化を図るとともに、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

具体的には、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等に関して、新設又は拡充・延長要望を行う際に事前評価を実施するとともに、それらの租税特別措置等について、期限に定めのないもの等を対象として３～５年を目安に事後評価を実施している。

（評価の観点、分析手法）

評価にあたっては、租税特別措置等の必要性等（政策目的及びその根拠、達成目標及びその実現による寄与等）、有効性等（適用数、適用額、減収額、効果及び税収減を是認する理由等）、相当性（租税特別措置等によるべき妥当性等、他の支援措置や義務付け等との役割分担等）等の観点等から総合的に評価する。

２．今回の評価結果等について

国土交通省政策評価基本計画（令和６年３月２８日策定）に基づき、令和７年度税制改正要望にあたって、３件の事前評価を実施した。評価を実施した租税特別措置等の一覧は別添１、個別の評価結果は別添２のとおりである。

以上

評価を実施した租税特別措置等の一覧

事前評価

ページ

(物流・自動車局)

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制)の拡充及び延長 | ※ | 1 |
| 2 | 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業投資促進税制)の延長 | ※ | 9 |

(観光庁)

- | | | | |
|---|-----------------------------|---|----|
| 3 | 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等 | ※ | 18 |
|---|-----------------------------|---|----|

(注) 他省庁主管の租税特別措置等については、末尾に※を示した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税 14） 法人住民税：義（自動連動）、法人事業税：義（自動連動（地方税 40）
		② 上記以外の税目	所得税：外
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金 3,000 万円超の法人は 7%）が選択適用できる。
			《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する。 中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が 100 億円を超える中小企業（100 億企業）の創出を推進するため、100 億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置の創設等を行う。
			《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 3 租税特別措置法施行規則第 5 条の 11 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 4、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 4、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 9
5	担当部局		国土交通省物流・自動車局自動車整備課 国土交通省不動産・建設経済局建設振興課 国土交通省海事局内航課 国土交通省海事局船舶産業課 国土交通省港湾局港湾経済課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 6 年 8 月 分析対象期間：令和元年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設

			(適用期間は平成 31 年 3 月末まで) 令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長 (適用期間は令和 3 年 3 月末まで) 令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加 令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長 (適用期間は令和 5 年 3 月末まで) 令和 5 年度 2 年間の延長(令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外
8	適用又は延長期間		令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日(2 年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備や IT 化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 V 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標 15 道路交通安全性を確保・向上する 施策目標 17 自動車の安全性を高める 政策目標 IX 市場環境の整備、産業の生産性向上性、消費者利益の保護 施策目標 32 建設市場の整備を推進する ○中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号) (目的) 第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

			○経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～（令和 6 年 6 月 21 日） 第 1 章 成長型の新たな経済ステージへの移行 1. デフレ完全脱却の実現に向けて 企業の稼ぐ力については、人手不足への対応として、業績改善にもつながるデジタル化や省力化投資の取組を支援するとともに、生産性の持続的な向上に向けて、中堅・中小企業の設備投資、販路開拓、海外展開等の取組を後押しする。 第 2 章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化 売上 100 億円以上への成長を目指す中小企業について、関係省庁が連携するビジョンの策定及び地方公共団体や支援機関による支援体制の構築を行いつつ、それらの設備投資、M & A・グループ化等を促進する。
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の生産性は国際的に見ても極めて低い水準にある。今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力維持のため、中小企業の実産性向上は喫緊の課題であることから、中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目標とする。 労働生産性を 2020 年度比で 5%向上 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
10	有効性等	① 適用数	○実績 特別償却 令和元年度:17,325 件 令和 2 年度:15,742 件 令和 3 年度:16,266 件 令和 4 年度:14,973 件 令和 5 年度:14,943 件 税額控除 令和元年度: 8,834 件 令和 2 年度: 7,337 件 令和 3 年度: 7,653 件 令和 4 年度: 7,596 件 令和 5 年度: 7,581 件 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと

			同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和 6 年度:14,913 件 令和 7 年度:14,883 件 令和 8 年度:14,853 件 税額控除 令和 6 年度: 7,566 件 令和 7 年度: 7,551 件 令和 8 年度: 7,536 件 ※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和 3 年度から令和 5 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.2%。今後、令和 4 年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。 ＜平均伸び率の算出(端数は四捨五入)＞ 令和 2 年 17.6% 令和 3 年 17.5%(前年比 -0.1%ポイント) 令和 4 年 17.1%(前年比 -0.4%ポイント) 令和 5 年 17.1%(前年比 0.0%ポイント) 平均 -0.2%ポイント ※令和 7 年度以降の拡充内容については、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。
	②	適用額	○実績 特別償却 令和元年度:5,685 億円 令和 2 年度:4,742 億円 令和 3 年度:4,885 億円 令和 4 年度:5,005 億円 令和 5 年度:4,995 億円 税額控除 令和元年度:139 億円 令和 2 年度: 96 億円 令和 3 年度:115 億円 令和 4 年度:120 億円 令和 5 年度:120 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み

			特別償却 令和 6 年度:4,985 億円 令和 7 年度:4,975 億円 令和 8 年度:4,965 億円 税額控除 令和 6 年度:120 億円 令和 7 年度:120 億円 令和 8 年度:120 億円 ※上記①適用数と同様に、令和 4 年度と同程度の実績を見込んで算出。
	③	減収額	○実績 ●法人税 特別償却 令和元年度:836 億円 令和 2 年度:672 億円 令和 3 年度:799 億円 令和 4 年度:772 億円 令和 5 年度:770 億円 税額控除 令和元年度:139 億円 令和 2 年度: 96 億円 令和 3 年度:115 億円 令和 4 年度:120 億円 令和 5 年度:120 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績集計) ※令和 5 年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ●法人住民税 特別償却 令和元年度:108 億円 令和 2 年度: 47 億円 令和 3 年度: 56 億円 令和 4 年度: 54 億円 令和 5 年度: 54 億円 税額控除 令和元年度:18 億円 令和 2 年度: 7 億円 令和 3 年度: 8 億円 令和 4 年度: 8 億円 令和 5 年度: 8 億円

			※法人税の減収額に法人住民税率(令和元年度は 12.9%、令和 2 年度以降は 7%)をかけて算出。 ●法人事業税 特別償却 令和元年度:546 億円 令和 2 年度:453 億円 令和 3 年度:469 億円 令和 4 年度:480 億円 令和 5 年度:480 億円 ※特別償却による所得減少見込額に法人事業税率(6.7%)をかけて算出。 ○見込み ●法人税 特別償却 令和 6 年度:768 億円 令和 7 年度:766 億円 令和 8 年度:764 億円 税額控除 令和 6 年度:120 億円 令和 7 年度:120 億円 令和 8 年度:120 億円 ※上記①適用数と同様に、令和 4 年度と同程度の実績を見込んで算出。 ●法人住民税 特別償却 令和 6 年度: 54 億円 令和 7 年度: 54 億円 令和 8 年度: 54 億円 税額控除 令和 6 年度: 8 億円 令和 7 年度: 8 億円 令和 8 年度: 8 億円 ※実績と同様に算出。 ●法人事業税 特別償却 令和 6 年度:479 億円 令和 7 年度:477 億円 令和 8 年度:477 億円 ※実績と同様に算出。
--	--	--	---

11	相当性	④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。 (単位：百万円) 中小企業の労働生産性の推移 <table><thead><tr><th>年</th><th>労働生産性</th></tr></thead><tbody><tr><td>2003年</td><td>5.20</td></tr><tr><td>2004年</td><td>5.15</td></tr><tr><td>2005年</td><td>5.10</td></tr><tr><td>2006年</td><td>5.15</td></tr><tr><td>2007年</td><td>5.10</td></tr><tr><td>2008年</td><td>5.15</td></tr><tr><td>2009年</td><td>5.10</td></tr><tr><td>2010年</td><td>5.15</td></tr><tr><td>2011年</td><td>5.10</td></tr><tr><td>2012年</td><td>5.15</td></tr><tr><td>2013年</td><td>5.10</td></tr><tr><td>2014年</td><td>5.15</td></tr><tr><td>2015年</td><td>5.10</td></tr><tr><td>2016年</td><td>5.15</td></tr><tr><td>2017年</td><td>5.10</td></tr><tr><td>2018年</td><td>5.15</td></tr><tr><td>2019年</td><td>5.10</td></tr><tr><td>2020年</td><td>5.15</td></tr><tr><td>2021年</td><td>5.10</td></tr><tr><td>2022年</td><td>5.43</td></tr></tbody></table> (出典) 財務省「法人企業統計」より財務課集計 ※中小企業＝資本金1億円未満として集計 ※労働生産性＝付加価値（当期末）÷期中平均従業員数（当期末） ※付加価値（当期末）＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課＋営業純益 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。	年	労働生産性	2003年	5.20	2004年	5.15	2005年	5.10	2006年	5.15	2007年	5.10	2008年	5.15	2009年	5.10	2010年	5.15	2011年	5.10	2012年	5.15	2013年	5.10	2014年	5.15	2015年	5.10	2016年	5.15	2017年	5.10	2018年	5.15	2019年	5.10	2020年	5.15	2021年	5.10	2022年	5.43
		年	労働生産性																																											
		2003年	5.20																																											
2004年	5.15																																													
2005年	5.10																																													
2006年	5.15																																													
2007年	5.10																																													
2008年	5.15																																													
2009年	5.10																																													
2010年	5.15																																													
2011年	5.10																																													
2012年	5.15																																													
2013年	5.10																																													
2014年	5.15																																													
2015年	5.10																																													
2016年	5.15																																													
2017年	5.10																																													
2018年	5.15																																													
2019年	5.10																																													
2020年	5.15																																													
2021年	5.10																																													
2022年	5.43																																													
⑤	税収減を是認する理由等	本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。																																												
①	租税特別措置等によるべき妥当性等	現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するた																																												

			め、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（リースも含む）適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて措置を行うべく、制度設計がなされているものである。 事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。 中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を促進するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の 30% の特別償却又は 7% の税額控除を選択適用（税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人、個人事業主のみ）できることとされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 4 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義、所得税：外（国税 15） 法人住民税：義（自動連動）、法人事業税：義（自動連動）（地方税 42）
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の 30% の特別償却又は 7% の税額控除が選択適用（税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人、個人事業主のみ）できるもの。 《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する。 《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 10 条の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 5 租税特別措置法施行規則第 5 条の 8 法人税 租税特別措置法第 42 条の 6、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 6、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 3
5	担当部局		物流・自動車局貨物流通事業課 物流・自動車局貨物流通事業課貨物流通経営戦略室 物流・自動車局旅客課 物流・自動車局整備課 大臣官房参事官（イノベーション）グループ施工企画室 海事局内航課 海事局船舶産業課 総合政策局公共事業企画調整課 総合政策局物流政策課物流産業室 不動産・建設経済局建設振興課 港湾局港湾経済課 港湾局大臣官房参事官（港湾情報化） 観光庁観光戦略課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 6 年 8 月 分析対象期間：令和元年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 10 年度 「総合経済対策」（平成 10 年 4 月）に伴う措置として創設 平成 11 年度 1 年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量 8 トン以上→3.5 トン以上） 平成 12 年度 1 年間の延長（平成 13 年 5 月末までの適用期間の延長） 平成 13 年度 10 ヶ月の延長（平成 14 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 14 年度 2 年間の延長（平成 16 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ 平成 16 年度 2 年間の延長（平成 18 年 3 月末までの適用期間の延長）

			対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月末までの適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月末までの適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月末までの適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月末までの適用期間の延長) 器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加) 平成26年度 3年間の延長(平成29年3月末までの適用期間の延長) 上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充) 平成29年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長(平成31年3月末までの適用期間の延長) 令和元年度 2年間の延長 (令和3年3月末までの適用期間の延長) 令和3年度 2年間の延長(令和5年3月末までの適用期間の延長)、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。 令和5年度 2年間の延長(令和7年3月末までの適用期間の延長)、対象資産からコインランドリー業(主要な事業であるものを除く)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外、対象資産のうち総トン数 500 トン以上の内航船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する装置(機器及び構造を含む。)の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定。
8	適用又は延長期間		令和7年4月1日～令和9年3月 31 日(2年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国土交通省関係の中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我が国の経済活動の発展に資することを目的とする。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標:IX 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標:32 建設市場の整備を推進する 施策目標:35 自動車運送業の市場環境整備を推進する 政策目標:VI 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する ○経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～(令和6年6月21日) 第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行

			1. デフレ完全脱却の実現に向けて 企業の稼ぐ力については、人手不足への対応として、業績改善にもつながるデジタル化や省力化投資の取組を支援するとともに、生産性の持続的な向上に向けて、中堅・中小企業の設備投資、販路開拓、海外展開等の取組を後押しする。
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 営業用トラック、内航船舶等の導入を促進する。 【トラック】 ・営業用トラック全車種の新車登録台数が年度毎に対平成 10 年度比 100%以上を達成、又は車両総重量 3.5 t 超の営業用トラックの新車登録台数が年度毎に対平成 10 年度比 100%以上を達成する。 【内航船】 ・内航船舶の建造の促進 年間新造船建造隻数を 90 隻以上 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
10	有効性等	① 適用数	○実績 特別償却 令和元年度:25,591 件 令和 2 年度:22,894 件 令和 3 年度:23,201 件 令和 4 年度:21,339 件 令和 5 年度:21,296 件 税額控除 令和元年度:28,339 件 令和 2 年度:26,166 件 令和 3 年度:28,656 件 令和 4 年度:29,254 件 令和 5 年度:29,196 件 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和 6 年度:21,253 件 令和 7 年度:21,210 件 令和 8 年度:21,168 件 税額控除 令和 6 年度:29,138 件 令和 7 年度:29,080 件 令和 8 年度:29,022 件

			※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和３年度から令和５年度までの割合の伸び率から３年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、－０.２％。今後、令和４年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。 ＜平均伸び率の算出（端数は四捨五入）＞ 令和２年 １７.６％ 令和３年 １７.５％（前年比 －０.１％ポイント） 令和４年 １７.１％（前年比 －０.４％ポイント） 令和５年 １７.１％（前年比 ０.０％ポイント） 平均 －０.２％ポイント ※上記件数については、法人税、法人事業税、法人住民税いずれも同数。
	②	適用額	○実績 特別償却 令和元年度：２,３３８億円 令和２年度：１,９９９億円 令和３年度：１,９３４億円 令和４年度：１,８１４億円 令和５年度：１,８１０億円 税額控除 令和元年度：１８３億円 令和２年度：１６３億円 令和３年度：１８６億円 令和４年度：１８９億円 令和５年度：１８９億円 （出典）「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和５年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和６年度：１,８０６億円 令和７年度：１,８０２億円 令和８年度：１,７９８億円 税額控除 令和６年度：１８９億円 令和７年度：１８９億円 令和８年度：１８９億円 ※上記①適用数と同様に、令和４年度と同程度の実績を見込んで算出。 ※上記金額については、法人税、法人事業税、法人住民税いずれも同

			数。
		③ 減収額	○実績 ●法人税 特別償却 令和元年度:367 億円 令和 2 年度:300 億円 令和 3 年度:315 億円 令和 4 年度:274 億円 令和 5 年度:273 億円 税額控除 令和元年度:183 億円 令和 2 年度:163 億円 令和 3 年度:186 億円 令和 4 年度:189 億円 令和 5 年度:189 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基 に試算した減収額(実績集計) ※令和 5 年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため 見込みと同様に推定。 ●法人住民税 特別償却 令和元年度:47 億円 令和 2 年度:21 億円 令和 3 年度:22 億円 令和 4 年度:19 億円 令和 5 年度:19 億円 税額控除 令和元年度:24 億円 令和 2 年度:11 億円 令和 3 年度:13 億円 令和 4 年度:13 億円 令和 5 年度:13 億円 ※法人税の減収額に法人住民税率(令和元年度は 12.9%、令和 2 年 度以降は 7%)をかけて算出。 ●法人事業税 特別償却 令和元年度:67 億円 令和 2 年度:58 億円 令和 3 年度:56 億円 令和 4 年度:52 億円 令和 5 年度:52 億円

			※特別償却による所得減少見込額に法人事業税率(6.7%)をかけて算出。 ○見込み ●法人税 特別償却 令和6年度:272億円 令和7年度:271億円 令和8年度:270億円 税額控除 令和6年度:189億円 令和7年度:189億円 令和8年度:189億円 ※上記①適用数と同様に、令和4年度と同程度の実績を見込んで算出。 ●法人住民税 特別償却 令和6年度:19億円 令和7年度:19億円 令和8年度:19億円 税額控除 令和6年度:13億円 令和7年度:13億円 令和8年度:13億円 ※実績と同様に算出。 ●法人事業税 特別償却 令和6年度:52億円 令和7年度:52億円 令和8年度:52億円 ※実績と同様に算出。
--	--	--	--

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
【トラック】
実績値：国土交通省「自動車保有車両数統計」より
推計値：上記統計における直近 5 年間（コロナの影響等が考えられる年度は除外する。）の伸び率の平均を実績値又はこれにより算出した推計値にかけて算出。

	平成 10 年度 (参考)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
営業用 トラック 単位：台	52,850 (100.0)	61,105 (115.6)	48,137 (91.1)	56,005 (106.0)
全車種 単位：千台	4,234 (100.0)	2,739 (64.7)	2,796 (66.0)	2,995 (70.7)

	令和 6 年度 (推計)	令和 7 年度 (推計)	令和 8 年度 (推計)
営業用 トラック 単位：台	54,045 (102.3)	52,153 (98.7)	50,328 (95.2)
全車種 単位：千台	2,908 (68.7)	2,824 (66.7)	2,742 (64.8)

- ・全車種の新車登録台数は平成 10 年度と比較して大きく減少し、近年は横ばいで推移している一方で、車両総重 3.5 t 超の営業用トラックの新車登録台数は対平成 10 年度比 106.0%となっており、達成目標は実現している。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
本特例措置の効果もあり、令和5年度に営業用トラックは 56,005 台導入された。
仮に本租税特別措置が認められなかった場合、トラック運送事業者の太宗を占める中小事業者による効率的で生産性の高い新車トラックの導入の動きが著しく低減し、トラック運送分野の生産性が改善されず、政策目的を達成できない。

【内航海運】
実績値：事業者からの届出に基づく
推計値：直近3カ年（令和3～5年）の平均値

				令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6 (推計)
			新造船隻 数 (隻)	80	80	74	81	64	73
				令和7 (推 計)	令和8 (推 計)				
			新造船隻 数 (隻)	73	73				
			内航船舶の新造船隻数 ・新造船隻数:年平均73隻(直近3カ年)となっている。						
			《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置の効果もあり、直近3カ年平均で73隻新規建造された。なお、鋼材価格の高止まりに伴う船価の上昇等の影響により新規建造への投資に踏み切れない事業者がいるため、目標値には届いていない。 仮に本租税特別措置が認められなかった場合、経営基盤の脆弱な中小企業が大宗を占める内航海運事業者が、生産性向上に資する船舶の建造などの新たな投資を行う意欲を有していても、十分な資金を確保できないために、これに踏み切れず、政策目的を達成できない。						
	⑤	税収減を是認する理由等	【トラック】 税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって約6割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免（キャッシュフローの増加）分の使途としては、約4割が新たな設備や人材育成等への再投資に回るとのアンケート結果がある。（トラック事業者の意識調査（トラック協会によるアンケート）） 【内航海運】 税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって10割の事業者が、船舶購入の決断に影響を与えたと回答したアンケート結果がある。（内航海運業者への意識調査（国土交通省海事局内航課によるアンケート））						
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。 加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、						

			事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて措置を行うべく、制度設計がなされているものである。 事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制があり、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%））を利用できる税制となっている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税 17) (法人住民税：義) (自動連動) (地方税 41)
		② 上記以外の税目	(事業所税：外)
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・ <u>主管</u> ・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 1. 対象地域：沖縄県全域 2. 税制優遇措置 (1) 国税 ○投資税額控除（法人税） ・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が 1,000 万円超の場合、一定割合（機械・装置：15%、建物及び建物附属設備等：8%）を法人税額から控除。 ・法人税額の 20%限度（繰越税額控除 4 年）、取得価額の上限 20 億円。 ・対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。 ・対象施設（各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定） ①スポーツ・レクリエーション施設 ②教養文化施設 ③休養施設（宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理増進施設を含む） ④集会施設（宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む） ⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設 (2) 地方税 ○法人住民税 ・上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する（自動連動）。 ○事業所税 ・那覇市で新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から 5 年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を 2 分の 1 控除する。 《要望の内容》 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)の規定に基づく観光地形成促進地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限(令和 7 年 3 月 31 日)を 2 年間延長し、令和 9 年 3 月 31 日までとする。

			○認定事業者が特定民間観光関連施設の新設又は増設に伴い、器具・備品を取得した場合を課税の特例措置の適用対象に追加する。 ○適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。 《関係条項》 沖縄振興特別措置法第8条、第9条 租税特別措置法第42条の9 租税特別措置法施行令第27条の9 租税特別措置法施行規則第20条の4 地方税法第23条第1項第3号、第292条第1項第3号 地方税法附則第33条第1項
5	担当部局		国土交通省観光庁観光地域振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年8月 分析対象期間：令和3年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		平成10年度 観光振興地域制度を創設 平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充（対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加） 平成24年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設 平成26年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充（宿泊施設内の観光関連施設を追加）及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和 平成29年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から9施設を除外（野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館） 令和元年度 2年間延長 令和3年度 1年間延長 令和4年度 3年間延長等（県知事認定・主務大臣の確認制度導入、対象となる特定民間観光施設の見直し）
8	適用又は延長期間		令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外からの観光客の誘客、観光資源の持続的利用、観光の高付加価値化等を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。 《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2024 について（令和6年6月21日閣議決定） 個性をいかした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上や脱炭素化、沖縄科学技術大学院大学の起業支援等の産業振興、北部・離島等の定住環境整備、普天間返還も見据えた基地跡地の先行取得と那覇空港等との一体的な利用、教育・医

			療・福祉が融合したこどもの貧困対策・Well-being 拠点設置に向けた取組、平和学習の充実等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。 ○沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）（抄） （目的） 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 第三章 産業の振興のための特別措置 （観光地形成促進計画の作成等） 第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画（以下「観光地形成促進計画」という。）を定めることができる。 2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「観光地形成促進地域」という。）の区域 三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設（スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。）の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容 3～8 （略） （課税の特例） 第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において認定観光地形成促進措置実施計画に従って特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。）であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。）を新設し、又は増設した認定事業者（当該認定事業者が認定観光地形成促進措置実施計画に従って実施する観光地形成促進措置が当該区域における国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。）が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取
--	--	--	---

			得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 2 （略） （資金の確保等） 第十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。 ○沖縄振興基本方針（令和4年5月10日内閣総理大臣決定） Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 （1）観光・リゾート産業 沖縄のリーディング産業である観光産業の持続的な発展に向け、より消費単価の高い層の取り込み、地域特産品の開発、多様化するリピーターの嗜好に対応した効果的なプロモーションの強化等を通じて、沖縄観光の高付加価値化やブランドイメージの更なる向上による競争力の強化を図る。また、平日の旅行需要創出が期待できるワーケーション等を推進するなど、観光需要の平準化を図り、外部環境の変化に強い観光産業の構築を目指す。さらに、文化・芸能、自然環境等の沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、スポーツ交流拠点の形成や MICE の誘致・開催を図る。こうした取組を通じて、外的な変化に強く質・量とも優れた観光産業の構築を目指す。 あわせて、観光産業の働く場としての魅力を高め、質の高い沖縄観光を担う人材の円滑な確保を図るとともに、地域の受入体制や環境にも配慮した持続可能な沖縄観光の実現を目指す。
	②	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 20 観光立国を推進する
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 観光客の一人当たり県内消費額や平均滞在日数の増加へとつながるよう、沖縄観光の高付加価値化やブランドイメージの向上を図るため、本特例措置の活用を通して、魅力的な観光関連施設の整備を促進する。 ○測定指標 ・特定民間観光関連施設への累計投資額 ・民間観光関連施設数 ○目標値 ・特定民間観光関連施設への累計投資額の増加 令和7年・8年度における特定民間観光関連施設への設備投資累計額：31億18百万円 ＜算出方法＞ 平成24年度から令和5年度までの設備投資額累計額：17,146

			百万円 年平均設備投資額＝17,146 百万円÷11 年＝1,559 百万円/年 ※令和元年度は取得価額が不明なため除く (1,559 百万円) × 2 年 (R 7 ・ R 8) ＝31 億 18 百万円 【沖縄県調査を基に算出】 ※別途、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により令和 7 ・ 8 年度に数百億円程度の投資が見込まれる。 ・ 民間観光関連施設の設置数 令和 8 年度民間観光関連施設数：304 施設 ＜算出方法＞ 観光客の多様なニーズに応えることのできる民間観光関連施設（特定民間観光関連施設（H24 以降に本制度が適用された施設）と宿泊施設）の設置数とする。 特定民間観光関連施設については、令和 6 年度以降に 4 施設/年の適用を目標とする。平成 24 年度以降において、課税年度の前年度に取得されたと仮定し、不動産取得税の課税免除対象件数の最高値 4 件を目標値に採用。 宿泊施設については、滞在日数の延伸等に寄与できる会議場や結婚式場などが併設されるリゾートホテル、シティホテルの 11 施設/年の新設を目標とする。平成 27 年度から令和 4 年度までの平均増加数を目標値に採用。 R5 R8 施設数 259 施設 ⇒ 304 施設 (+45 施設) 【沖縄県調査を基に算出】 ○達成目標の変更理由 従前の達成目標は、県知事認定や主務大臣の確認の新規導入を想定して設定していたが、今回新たに器具・備品を対象に含むよう要望を行うことを踏まえ、観光地形成に直接結びつく達成目標に変更し、本特例措置の有効性等の検証をより適切に行えるようにした。 (参考) ・ 従前の達成目標：①県内の対象施設等における事業認定申請率 ②事業認定要件で定める基準値の達成状況 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 沖縄観光の高付加価値化やブランドイメージの向上につながる魅力的な観光関連施設への投資を促進することで、国内外からの観光客来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図り、観光産業の一層の振興に寄与し、ひいては沖縄の自立型経済の発展に寄与する。												
10	有効性等	① 適用数	○過去の適用件数及び将来の適用数（推計値） 単位：件 <table><tr><td>年度</td><td>法人税</td><td>法人住民税</td></tr><tr><td>H28</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>H29</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>H30</td><td>2</td><td>2</td></tr></table>	年度	法人税	法人住民税	H28	0	0	H29	1	1	H30	2	2
年度	法人税	法人住民税													
H28	0	0													
H29	1	1													
H30	2	2													

		<table><tr><td>R1</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>R2</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>R3</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>R4</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>R5</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>R6</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>R7</td><td>5</td><td>5</td></tr><tr><td>R8</td><td>4</td><td>4</td></tr></table> - 法人税（H28 年度～R 4 年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。R 5 年度以降は推計値。 （推計方法） R 5 ・ 6 年度：H28 年度から R 4 年度までの最大値を採用。 R 7 ・ 8 年度：H28 年度から R 4 年度までの最大値に、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により把握した、拡充による適用件数（見込）を追加して算出。 - 法人住民税は推計値（自動連動であるため、法人税の適用件数と同値とした）	R1	3	3	R2	1	1	R3	1	1	R4	2	2	R5	3	3	R6	3	3	R7	5	5	R8	4	4												
R1	3	3																																				
R2	1	1																																				
R3	1	1																																				
R4	2	2																																				
R5	3	3																																				
R6	3	3																																				
R7	5	5																																				
R8	4	4																																				
②	適用額	○過去の適用額及び将来の適用額（推計値） 単位：千円 <table><tr><td>年度</td><td>法人税</td><td>法人住民税</td></tr><tr><td>H28</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>H29</td><td>2, 218</td><td>286</td></tr><tr><td>H30</td><td>14, 557</td><td>1, 878</td></tr><tr><td>R1</td><td>53, 088</td><td>6, 849</td></tr><tr><td>R2</td><td>1, 066</td><td>86</td></tr><tr><td>R3</td><td>27, 772</td><td>1, 944</td></tr><tr><td>R4</td><td>17, 889</td><td>1, 252</td></tr><tr><td>R5</td><td>35, 046</td><td>2, 453</td></tr><tr><td>R6</td><td>35, 046</td><td>2, 453</td></tr><tr><td>R7</td><td>339, 546</td><td>23, 768</td></tr><tr><td>R8</td><td>39, 546</td><td>2, 768</td></tr></table> - 法人税（H28 年度～R 4 年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。R 5 年度以降は推計値。 （推計方法） R 5 ・ 6 年度は①のみ、R 7 ・ 8 年度は以下①②の合計で算出。 ① 延長による減収額 R 2 ～R 4 の 1 件当たりの平均減収額（11, 682 千円）×各年度の適用件数（推計値） ② 拡充による減収額 - R 7 に 2, 000, 000 千円を超える設備投資（1 件）を行う見込がある旨を事業者ヒアリングにより把握。 - R 7 に 30, 000 千円程度の設備投資（1 件）を行う見込がある旨を沖縄県提供情報により把握。	年度	法人税	法人住民税	H28	0	0	H29	2, 218	286	H30	14, 557	1, 878	R1	53, 088	6, 849	R2	1, 066	86	R3	27, 772	1, 944	R4	17, 889	1, 252	R5	35, 046	2, 453	R6	35, 046	2, 453	R7	339, 546	23, 768	R8	39, 546	2, 768
年度	法人税	法人住民税																																				
H28	0	0																																				
H29	2, 218	286																																				
H30	14, 557	1, 878																																				
R1	53, 088	6, 849																																				
R2	1, 066	86																																				
R3	27, 772	1, 944																																				
R4	17, 889	1, 252																																				
R5	35, 046	2, 453																																				
R6	35, 046	2, 453																																				
R7	339, 546	23, 768																																				
R8	39, 546	2, 768																																				

		→R7の拡充による適用件数は2件、減収額は (2,000,000+30,000)×0.15=304,500千円 ・R8に30,000千円程度の設備投資（1件）を行う見込がある旨を沖縄県提供情報により把握。 →R8の拡充による適用件数は1件、減収額は 30,000×0.15=4,500千円 ※控除額は取得価額×15%として算出。 ・法人住民税（H28年度～R4年度）は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づく。 R5年度以降は推計値。 （推計方法） 投資税額控除の適用推計額に基づき試算（投資税額控除額×法人住民税の税率（県民税1%＋市町村民税6%＝7%））。																																				
③	減収額	○過去の減収額及び将来の減収額（推計値） 単位：千円 <table><tr><th>年度</th><th>法人税</th><th>法人住民税</th></tr><tr><td>H28</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>H29</td><td>2,218</td><td>286</td></tr><tr><td>H30</td><td>14,557</td><td>1,878</td></tr><tr><td>R1</td><td>53,088</td><td>6,849</td></tr><tr><td>R2</td><td>1,066</td><td>86</td></tr><tr><td>R3</td><td>27,772</td><td>1,944</td></tr><tr><td>R4</td><td>17,889</td><td>1,252</td></tr><tr><td>R5</td><td>35,046</td><td>2,453</td></tr><tr><td>R6</td><td>35,046</td><td>2,453</td></tr><tr><td>R7</td><td>339,546</td><td>23,768</td></tr><tr><td>R8</td><td>39,546</td><td>2,768</td></tr></table> ・法人税（H28年度～R4年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。R5年度以降は推計値。推計方法は「10.有効性等」の「②適用額」を参照。	年度	法人税	法人住民税	H28	0	0	H29	2,218	286	H30	14,557	1,878	R1	53,088	6,849	R2	1,066	86	R3	27,772	1,944	R4	17,889	1,252	R5	35,046	2,453	R6	35,046	2,453	R7	339,546	23,768	R8	39,546	2,768
年度	法人税	法人住民税																																				
H28	0	0																																				
H29	2,218	286																																				
H30	14,557	1,878																																				
R1	53,088	6,849																																				
R2	1,066	86																																				
R3	27,772	1,944																																				
R4	17,889	1,252																																				
R5	35,046	2,453																																				
R6	35,046	2,453																																				
R7	339,546	23,768																																				
R8	39,546	2,768																																				
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○政策目的の達成状況 沖縄県への入域観光客数等については、増加傾向に転じつつある。しかしながら、新型コロナウイルス感染症による影響は外国人観光客中心に根強く残っており、当該影響から立ち直り、更なる観光産業の振興につなげるべく、観光の高付加価値化等を引き続き推進する必要がある。 【参考】入域観光客数の内訳 <table><tr><th></th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>国内客 （人）</td><td>6,978,800</td><td>2,583,600</td><td>3,274,300</td><td>6,574,500</td><td>7,269,100</td></tr><tr><td>外国客 （空路） （人）</td><td>1,427,200</td><td>0</td><td>0</td><td>187,000</td><td>952,500</td></tr></table>		R1	R2	R3	R4	R5	国内客 （人）	6,978,800	2,583,600	3,274,300	6,574,500	7,269,100	外国客 （空路） （人）	1,427,200	0	0	187,000	952,500																		
	R1	R2	R3	R4	R5																																	
国内客 （人）	6,978,800	2,583,600	3,274,300	6,574,500	7,269,100																																	
外国客 （空路） （人）	1,427,200	0	0	187,000	952,500																																	

			外国客 （海路） （人）	1,063,200	0	0	13,100	311,000
			国内客 構成割合 （％）	73.7％	100.0％	100.0％	97.0％	85.2％
			外国客 （空路） 構成割合 （％）	15.1％	0.0％	0.0％	2.8％	11.2％
			外国客 （海路） 構成割合 （％）	11.2％	0.0％	0.0％	0.2％	3.6％
			（出典） 令和元年度～令和４年度：令和４年度の観光収入【試算値】 （令和５年８月２４日沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課） 令和５年度：令和５年度の観光収入【試算値】（令和６年８月 ２２日沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課）					
			【参考】沖縄の観光の景況判断等					
			公表物	作成機関	景況判断等			
			県内金融経済概況 （令和６年６月）	日本銀行那 覇支店	観光は、拡大基調にあ る。			
			地域経済動向 （令和６年２月） 沖縄	内閣府	観 光 は 持 ち 直 し て い る。			
			管内経済情勢報告 （令和６年４月）	沖縄総合事 務局財務部	〔観光〕回復しつつあ る。			
			○達成目標の実現見込み ・ 特定民間観光関連施設への累計投資額の増加 令和７・８年度における特定民間観光関連施設への設備投資累計 額：31億18百万円					
			特定民間観光関連施設の設備投資額 単位：百万円					
				R6	R7	R8		
			投資額	1,559	1,559	1,559		
			算出方法等については「9. 必要性等」の「③達成目標及びその 実現による寄与」を参照。 ※別途、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により令和７・８ 年度に数百億円程度の投資が見込まれる。					

・民間観光関連施設の設置数
令和8年度民間観光関連施設数：304施設

民間観光関連施設数（累計）

単位：施設

	R6	R7	R8
民間観光関連施設	274	289	304
うち、特定民間観光関連施設	29	33	37
うち、宿泊施設	245	256	267

算出方法等については「9. 必要性等」の「③達成目標及びその実現による寄与」を参照。

○所期の達成目標（令和4年度税制改正要望時）

①県内の対象施設等における事業認定申請率：3.4%～3.6%
（令和5年度）

（考え方）

6件／168施設＋6件＝3.4%（令和4・5年度の投資が全て新設の場合）

6件／168施設＝3.6%（令和4・5年度の投資が全て増設の場合）

※施設数は沖縄県調べによる実績。

②事業認定要件で定める基準値の達成状況

※事業認定要件については、沖縄県知事が定めることとしているため（本スキームについては、沖縄振興特別措置法の改正内容の検討と一体的に検討する）、現時点では未決定であるが、認定を受けた事業者の基準値達成状況を測定指標とする。現時点でイメージされる認定基準は以下のとおり。

- ・本税制措置の適用を受けた施設（県産品を販売・活用する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の食料品・工芸品販売事業における県産品の平均売上率：平均55%
- ・本税制措置の適用を受けた事業所（現金給与額を増額する事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の認定事業期間中の一人平均月間現金給与総額の認定事業開始前年度からの平均増加率：1.5%
- ・本税制措置の適用を受けた事業所（付加価値額を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の付加価値額の認定事業開始前年度から認定事業開始後2年度目の平均増加率：0.66%（1年度目0.33%）
- ・本税制措置の適用を受けた事業所（労働生産性を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の労働生産性の認定事業開始前年度から認定事業開始後2年度目の平均増加率：0.66%（1年度目0.33%）

○所期の達成目標の達成状況

① 1 件／173 施設＝0.6%（令和 5 年度）

（考え方）

令和 5 年度における事業認定の申請総数÷関係する観光関連施設数（沖縄県において、増設投資が行われれば本税制措置の対象施設となり得る可能性のある類似の施設（宿泊施設の併設施設等税制の適用要件から明らかに外れる施設を除く）として沖縄県が把握している全 173 施設。

※施設数は沖縄県調べによる実績。

（補足）

令和 3 年度に当評価書を提出した時点では、令和 5 年度末までの 2 年延長を要望していたところ、結果的には 3 年延長となっており、「所期の達成目標」における最終年度と税制の期限年度にずれが生じている。目標が未達の理由としては、コロナ禍の影響で設備投資が低迷していたところ、観光産業は回復傾向にあるものの、事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じているためと考えられる。詳細は「○適用実績が僅少な理由」を参照。

※②については、主務大臣の確認など事前確認制度を導入するにあたり、スキームとして検討していた要件を記載したものの。これらはその時点での認定基準イメージであり、現行制度においては、付加価値額増加率、常用労働者数の維持・増加、給与増加率といった要件が定められている。①は未達であるが、現行制度の②の要件を満たす実績があることから、本税制が魅力ある観光地形成につながる沖縄観光の高付加価値化等に寄与したものとする。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

税負担を軽減することは、観光客に選ばれる施設となるための設備投資を促す直接的な効果があり、その結果、より幅広く観光客のニーズに対応できる観光地の形成が図られ、観光客の滞在日数と消費額の増加につながることが期待される。

・特定民間観光関連施設への累計投資額の増加見込

単位：百万円

	R6	R7	R8
投資額	1,559	1,559	1,559

算出方法等については「9. 必要性等」の「③達成目標及びその実現による寄与」を参照。

※別途、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により令和 7・8 年度に数百億円程度の投資が見込まれる。

また、対象施設が投資税額控除の適用を受けるためには、事業の高付加価値化等を図るものである旨の認定を受ける必要があることから、本税制措置の活用を通じて、沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新增設を促進する直接的な効果が

		ある。 ・ 特定民間観光関連施設数（累計）の増加見込 単位：施設 <table><tr><td></td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>特定民間観光関連施設</td><td>29</td><td>33</td><td>37</td></tr></table> 算出方法等については「9. 必要性等」の「③達成目標及びその実現による寄与」を参照。 ○適用実績が僅少な理由 令和３年度の目標設定時には、コロナ禍の影響は残るものの観光産業の回復を見据え一定程度の投資が投下されることを想定していた。 しかしながら、沖縄振興開発金融公庫の業務統計年報（７月公表）によると、例として宿泊業への設備投資の貸出額の推移は、コロナ禍前の令和元年度には約 72 億円あったものが、令和２年度には約 14 億円（▲８割減）と大きく落ち込み、令和３年度から令和５年度においても、約 30 億円と令和元年度の５割程度の低い水準で推移している。観光客数の増加などを踏まえ、観光は回復しつつあるとの調査結果が出ている（「10. 有効性等」の「④効果」を参照）が、当該結果を見て事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じているものと考えられる。 <table><tr><td colspan="5">沖縄振興開発金融公庫 宿泊施設（設備）に係る貸付実績</td></tr><tr><td></td><td>R 元年度</td><td>R 2 年度</td><td>R 3 年度</td><td>R 4 年度</td><td>R 5 年度</td></tr><tr><td>件数</td><td>80 件</td><td>53 件</td><td>27 件</td><td>31 件</td><td>47 件</td></tr><tr><td>貸付額</td><td>7,249 百万円</td><td>1,386 百万円</td><td>3,408 百万円</td><td>3,099 百万円</td><td>3,065 百万円</td></tr></table> 【沖縄振興開発金融公庫 業務統計年報より】		R6	R7	R8	特定民間観光関連施設	29	33	37	沖縄振興開発金融公庫 宿泊施設（設備）に係る貸付実績						R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	件数	80 件	53 件	27 件	31 件	47 件	貸付額	7,249 百万円	1,386 百万円	3,408 百万円	3,099 百万円	3,065 百万円
	R6	R7	R8																														
特定民間観光関連施設	29	33	37																														
沖縄振興開発金融公庫 宿泊施設（設備）に係る貸付実績																																	
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度																												
件数	80 件	53 件	27 件	31 件	47 件																												
貸付額	7,249 百万円	1,386 百万円	3,408 百万円	3,099 百万円	3,065 百万円																												
⑤	税収減を是認する理由等	沖縄県は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱えており、一人当たり県民所得は全国最下位で、こうした沖縄が有する特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところである。観光リゾート産業は、本土から遠隔地にある沖縄において、アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を発揮することができる重要産業であり、沖縄のリーディング産業と言われるまでに成長している。 本税制措置は、こうした観光リゾート産業の振興を図るためのものであり、沖縄が高い国際競争力を有する魅力ある観光地に成長することは、我が国の観光産業の振興にも大きく貢献するものであると考えられる。また、経済財政政策と改革の基本方針 2024（令和６年６月 21 日閣議決定）に定める「強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上（中略）等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進」との方針にも合致するものであり、社会的意義があり、税収減を是認するものとする。																															

11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を促進するため、沖縄県内全域において多種多様な特定民間観光関連施設を整備することを目的としており、企業に対して効果的にインセンティブを与え、新たな設備投資を促進する手段としては、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことが出来る特例措置が的確な手段である。 また、本特例措置は沖縄の目指す観光地の形成に資すると判断される場合に、対象施設に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることなく必要最小限の措置となっている。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄観光の振興策としては、沖縄振興特別措置法に基づく一括交付金等があるが、本税制が対象とする民間事業者による観光関連施設の新増設に対する支援は行われておらず、本税制措置とは役割が異なるものである。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本制度は、沖縄県からの要望も踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税収は減少するものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県及び県内市町村が協力する相当性がある。
12	有識者の見解			—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和3年8月